

もしも家族が
交通事故に
遭ったら？

しばらく
働けなくなって、
生活が不安…

「示談交渉」って、
どうすれば
良いの？

「まさか」の交通事故、そのときに。

あんしん ガイドブック

みお綜合法律事務所

検索



みお — 大阪・京都・神戸 —
綜合法律事務所

MESSAGE

交通事故に遭われた方へ

突然の出来事に、ショックを受けていらっしゃると思います。
まずは怪我の治療に専念してください。
今後、加害者側の保険会社との折衝や、さまざまな手続きが必要になりますが、弁護士に一任することをお勧めします。
時間的・精神的な負担から解放され、何より、
不十分な補償しか得られないという結果を回避できるからです。

ご家族の方へ

ご本人の怪我が重篤ならば、
ご家族が様々な手続きを行わなければなりません。
ご心労も重なっているでしょうが、大切な事です。
今何をしなければいけないのか、具体的にご説明していきます。

ご遺族の方へ

突然、ご家族が亡くなるという状況の中で、
事故の解決や今後の生活に不安を感じておられませんか？
加害者側の保険会社からの提案に、戸惑っておられませんか？
本冊子では、死亡事故の賠償金についても解説をしています。

分からないことは、 ご相談ください。

手続きの進め方に不安を感じたら、交通事故の解決実績が豊富な「みお」の弁護士にご相談ください。弁護士への相談がきっかけで解決への道が開くことがあります。

保険会社とのやり取りが煩わしい・・・

治療が終わって後遺障害手続きが必要だが、やり方が分からない・・・

後遺障害等級が妥当なものかよく分からない・・・

保険会社との示談交渉を任せたい・・・

「みお」は、
【被害者専門】の
法律事務所です。

いざという時のために、
知っておいていただきたい
交通事故の知識をまとめています。

目次

INDEX

交通事故に遭われた方へ	1
目次	2
交通事故の手続きの流れ	3
今のあなたの状況は？	4
事故直後にしなければならないこと	5
治療上の注意点	6
交通事故の治療終了のタイミング	7
後遺障害等級とは？	8
被害者の方が受け取ることができる示談金	9
交通事故の解決方法	10
よくある怪我でご注意いただきたいこと (むち打ち症、骨折)	11
交通事故で大怪我を負い 重度の後遺障害が残ってしまったら	13
死亡事故の場合	15
追突事故などのもらい事故に遭ったら	16
【職業・年齢別】注意すべきポイント	
— 01 被害者が会社員の場合	17
— 02 被害者が主婦の場合	18
— 03 被害者が未成年の場合	19
— 04 被害者が高齢者の場合	20
交通事故の手続きを 弁護士に依頼した場合の3つのメリット	21
弁護士費用のご案内	22
みお総合法律事務所のご案内	23
— 初回無料相談	24
みお総合法律事務所の解決事例	25
交通アクセス	27
動画紹介	28
【保存版】もしも、交通事故に遭ってしまったら？	29

交通事故の手続きの流れ

交通事故に遭ってから
解決までの手続きの流れをご紹介します。

1. 事故発生



【警察の取り調べ】
警察が事故現場を検証し、被害者・加害者の取り調べが行われます。取り調べでは記憶の通りお話しいただくことが大切で、分からないことがあれば分からないと言うようにしましょう。



2. 治療 (入院・通院)

無理をせず、治療に専念してください。仕事を休まざるを得ない場合は、休業損害の請求が可能です。



4. 後遺障害等級認定

治療が終了しても症状が残り、後遺障害が認定される可能性がある場合は、主治医に後遺障害診断書を書いてもらい、後遺障害等級の認定申請をします。完治した場合は、後遺障害の申請はなく、示談交渉に入ります。



5. 示談交渉等

保険会社と示談交渉をします。弁護士に依頼しても、多くの場合、示談で解決しますのでご安心ください。

後遺障害の手続きと示談交渉は、交通事故問題を得意とする弁護士に相談すれば安心です。

Point



6. 解決



今のあなたの状況は？

交通事故被害にあった直後だ

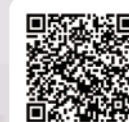
今のあなたに必要なのは・・・

“治療に専念すること”です。

怪我が完治するか、治療効果がなくなるまで治療を継続します。治療開始まで時間が空かないようにすることや、定期的な通院が必要です。怪我で仕事を休んだときは、休業損害の請求が可能です。かかった費用があれば、領収証を保管しておきましょう。



各項目について、
詳細はWEBへ



「そろそろ症状固定を」と言われた

今のあなたに必要なのは・・・

“医学に強い弁護士への相談”です。

症状固定になると、後遺障害等級認定の申請や保険会社との示談交渉が必要になります。後遺障害等級認定の申請をすべきかどうか、どのような診断書が必要か悩まれると思います。そのようなときは、「みお」にご相談ください。



症状固定をして、後遺障害等級が出た

今のあなたに必要なのは・・・

“検査と診断書の見直し”です。

認定された後遺障害等級が妥当なものであるか検討が必要です。妥当なものであれば保険会社との示談交渉に入りますし、診断書や画像から問題がある場合は、後遺障害等級の再申請を検討します。



慰謝料等の金額提示があった

今のあなたに必要なのは・・・

“保険会社の金額の洗い直し”です。

保険会社が被害者の方ご本人に提示する示談金額は、弁護士の目から見ると低いことがほとんどです。提示された金額で示談する前に、弁護士に相談をしましょう。示談金額が増える可能性があります。あれば、弁護士による交渉をお勧めします。



事故直後にしなければならないこと

万一交通事故に遭ってしまったら！

すぐに、必ず、しなければいけないことを、順を追ってご紹介します。

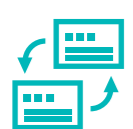


1. 警察へ電話

怪我をしていれば、人身事故として届け出て、警察に実況見分調書を作成してもらいます。

実況見分に立ち合いましょう

怪我の状況にもよりますが、可能な限り警察の聴取を受け、被害者として事実をしっかりと伝えて、正確な調書を作成してもらいましょう。



2. 加害者と氏名・連絡先を交換



3. 救急車を呼ぶ

怪我をしていると思ったときは、救急車を呼んですぐに病院へ。



4. 病院で受診

事故直後は怪我をしていないと思っても、後になって痛みなどが出たら、すぐ病院へ。時間が経つと、事故との因果関係を証明できなくなる可能性があります。

保険診療をお勧めします

病院が自由診療を勧めても、健康保険や労災保険を利用しましょう。治療費が抑えられるので、特にあなたにも過失がある場合の示談金額の減額を抑えることができます。また、過失がない場合でも慰謝料に影響が生じる可能性があります。



5. 加害者の保険会社を確認



6. 自分の保険を確認

自動車保険や傷害保険が使える場合があり、弁護士費用特約が付いていれば弁護士費用を軽減できます。

事故からしばらく経過した後の手続き

事故直後の手続きが終わると一段落ですが、その後も保険会社とのやり取りを進めていかなければなりません。保険会社とのやりとりや、後遺障害申請手続き、保険会社との示談交渉に疑問や不安をお持ちの方は、お気軽に「みお」にご相談ください。

初回相談は
無料です

詳しくはP.24へ



治療上の注意点



受診先が 医療機関・ お医者さん の場合

交通事故で怪我をした場合、主治医の先生とは長期にわたり関わることになります。怪我の状況を一番分かっているのは主治医の先生ですので、基本的には、主治医の先生の指示に従って治療を受けましょう。

交通事故賠償との兼ね合いで注意すべきなのは、事故から時間を空けずに診察を受けること、継続的に通院すること、むち打ちで症状がなかなか治らない場合、半年以上通院する必要があること等です。事故から時間が経って受診したり、通院の間隔が空いてしまうと、治療費が支払われなく

なる恐れがあります。また、治療期間が半年未満の場合、後遺障害が認められにくくなります。

治療の際や後遺障害診断書作成の際は、主治医の先生に今の症状をきっちり伝えるようにしましょう。後遺障害診断書の内容によって、認定される後遺障害等級が変わる場合があります。後遺障害診断書は、内容に問題がないかを確認し、場合によっては修正を依頼する必要があります。



詳細はWEBへ▶

受診先が 整骨院 の場合

整骨院の費用は支払ってもらえない!?

むち打ち症の治療を、整形外科から整骨院に切り替える方は少なくありません。しかし保険会社から整骨院の施術費が支払われない、その間の慰謝料も認められないという結果になることがあるため、整形外科での治療をお勧めします。どうしても整骨院に通いたい場合は、トラブルを避けるため、事前に主治医の先生と保険会社の了解を得て、整形外科での受診も継続するように

します。また、整骨院の施術費は高額になる場合があり、慰謝料に影響が出る場合もありますので、整骨院で施術を受ける場合は、施術費が高額になっていないかを、整形外科の受診料以上にチェックしておく必要があります。



詳細はWEBへ▶

こんなことになったら
困ります・・・

整骨院の施術費が支払われない

整骨院治療についての慰謝料も支払われない

整骨院の施術費が高額

整骨院だけ行っていたら、整形外科で後遺障害診断書を書いてもらえなかった

交通事故の治療終了のタイミング

交通事故に遭って怪我をした場合、治療を行うこととなりますが、どこかのタイミングで治療を終了させることとなります。そのタイミングは、怪我が完治したときか、完治しない場合は治療しても症状が大きく変化しなくなったとき(症状固定時)です。

Point

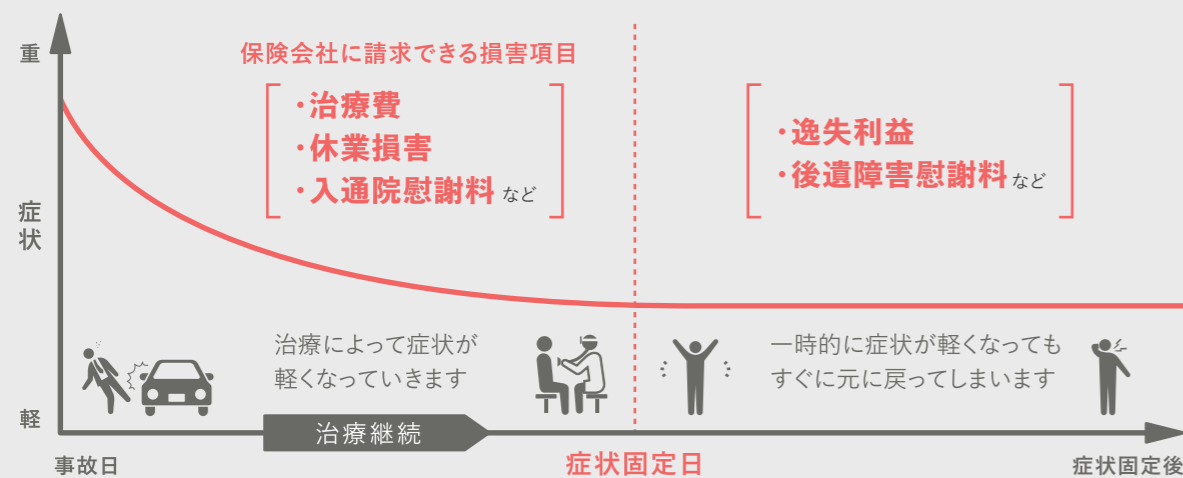
怪我が完治するか、症状の変化が小さくなると治療が終了。治療終了までは、加害者側の保険会社から治療費や休業損害などが支払われますが、治療終了後は支払いが止まります。治療が終了すると保険会社との示談交渉が始まります。後遺症が残っていれば、示談交渉の前に、後遺障害等級認定の申請を行います。



後遺症≠後遺障害です。

後遺症のうち、一定の要件を満たしたものが後遺障害となり、逸失利益・後遺障害慰謝料の対象になります。

症状の推移と請求可能な項目のイメージ



後遺障害の手続きと示談交渉は、交通事故問題を得意とする弁護士に相談すれば安心です。

後遺障害の手続きや示談交渉は弁護士に任せることができます。

交通事故の治療は特に悩むことがなかったという方でも、後遺障害の手続き・示談交渉となると、一人で進めることに不安を覚えるかもしれません。交通事故問題に詳しい弁護士に依頼すれば、後遺障害診断書などの必要書類をきれいに用意したり、書類の内容を的確にチェックしたり、保険会社との交渉を任せることができます。後遺障害申請が必要になったり、示談交渉が始まったという方は、みお総合法律事務所にご連絡いただければと思います。

後遺障害等級とは？

後遺障害について

交通事故で怪我をすると、治療を進めても後遺症が残ることがあります。後遺症のうち、一定の基準を満たすものに、賠償の対象となる後遺障害等級が認定されます。後遺障害等級が認められるかどうかで、示談の金額が大幅に変わってきます。

後遺障害等級について

後遺障害は1級から14級と非該当に分類されます。1級が一番重く、14級が後遺障害の中では一番軽くなります。

後遺障害等級表はこちらでご覧いただけます▶



「後遺症」

病気や怪我の治療が終わった後に残った障害・症状のこと。

「後遺障害」

症状固定時に残った障害・症状のうち、自賠責の要件を満たすと判断されたもの

後遺障害等級の具体例



むち打ちで痛みやしびれが残った場合

12級・14級・後遺障害非該当のいずれかになります。12級という後遺障害が認められることは珍しく、ほとんどの場合後遺障害の中では一番軽い14級か、非該当のいずれかになります。



骨折をして関節を動かしにくくなった場合

8級・10級・12級のいずれかになります。8級は関節がほとんど動かない場合、10級は関節が半分も動かない場合ですので、仕事や日常生活への影響も大きくなりがちです。12級は関節が4分の3以下しか動かない場合です。仕事や日常生活への影響は、事案により様々です。



交通事故で脳を損傷し、脳機能に障害が残った場合

1級・2級・3級・5級・7級・9級のいずれかになります。高い後遺障害等級が認定されることから分かるように、仕事や日常生活への影響は、非常に大きくなります。

適切な後遺障害等級認定には、医学にも精通した弁護士の関与が必要です。

後遺障害等級のポイント

後遺障害等級とは・・・

後遺障害の部位・内容・程度に応じて1～14級で分類されます。

後遺障害等級が認定されると・・・

後遺障害慰謝料や後遺障害逸失利益の請求が可能となり、示談金が高額になります。

後遺障害等級が認定されるタイミング・・・

「症状固定」になった後。

被害者の方が受け取ることができる示談金

保険会社は様々な項目の金額を合計して、示談金として提示してきますが、項目に漏れがないか、金額が適正かを確認しないと、示談金額が低くなってしまいます。被害者の方が弁護士に依頼して保険会社と交渉すると、多くの事案で示談金が増額になっています。

怪我に関連する項目

- 治療費 …… 入院費用、通院の際の治療費、薬代など。
- 入院雑費 …… 日用品や入院用着衣など諸々の経費の支払いを受けることができます。基本的に入院1日あたり●●円という定額支払いになります。
- 通院交通費 …… 電車・バス等の公共交通料金、自家用車のガソリン代、タクシー代など。タクシー代は、怪我の内容等から、タクシーでの通院が必要な場合に限り支払いを受けられます。
- 付添看護費 …… 被害者の症状や年齢などから、入院や通院に付添が必要な場合に認められます。
- 装具・器具購入費 …… 眼鏡、車椅子、義足などの費用。
- 家屋改造費 …… 自宅のバリアフリー化、手すりや昇降機等の設置などの費用。認められるのは、後遺障害が残る事案の中でも、特に重度の後遺障害が残った事案に限られる印象です。
- 休業損害 …… 事故により怪我をして休業した場合、その補償を受けることができます。
- 入院慰謝料 …… 交通事故に遭って怪我をして、入院通院による治療が必要になったことに対する慰謝料。怪我の内容・入院期間・通院日数等を基に算定されます。

後遺障害に関連する項目

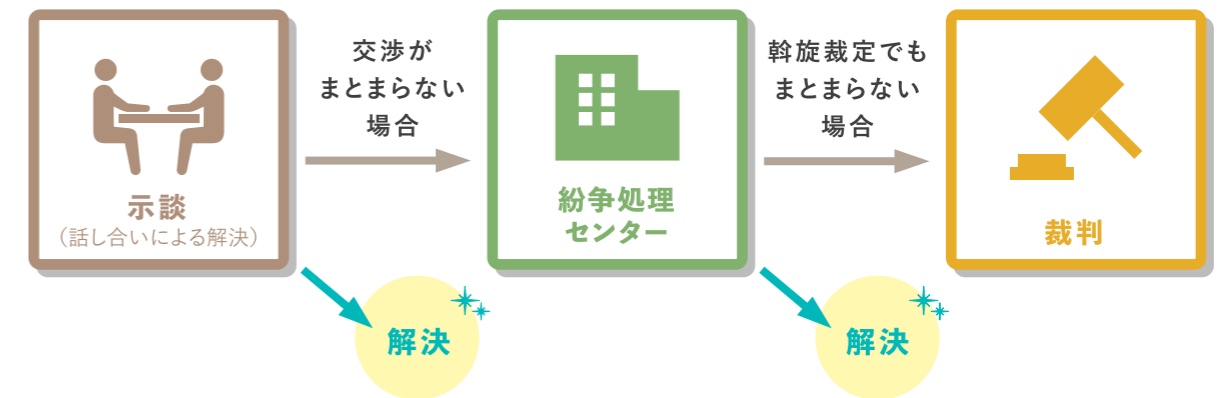
- 後遺障害逸失利益 …… 後遺障害が残った場合、収入が下がったり、下がる可能性があることから、逸失利益として支払いを受けることができます。
- 後遺障害慰謝料 …… 後遺障害等級が認定されたときに支払いを受けられます。後遺障害等級によって一定の基準があります。
- 将来の介護費 …… 重度後遺障害が残り、介護や見守りが必要になる場合に支払いを受けることができます。

死亡事故に関連する項目

- 死亡慰謝料 …… 被害者の方が亡くなったことに対する慰謝料です。
- 死亡逸失利益 …… 被害者の方が亡くなったことで得られなくなった収入を補填するものです。
- 葬儀費用 …… 被害者の方が亡くなり行われた葬儀代を補償するものです。上限がありますので、必ずしも葬儀費用全額が支払われるわけではありません。

交通事故の解決方法

賠償金の問題を解決するには、3つの方法があります。



①示談：話し合いによる交渉。②紛争処理センター：公益財団法人交通事故紛争処理センターでの、和解斡旋や裁定。③裁判：裁判所での和解や判決。当事務所では、ご依頼いただいたほとんどの事案について示談で解決に至り、一部の解決できなかった事案を、紛争処理センターや裁判で解決しています。なお、図の流れと異なり、示談交渉が決裂した場合に、紛争処理センターではなく、すぐに裁判に移行することもあります。

Point

裁判まで移行すると、時間と費用がかかるだけでなく、必ずしも慰謝料・賠償金の額が上がるという訳ではありません。

「みお」の弁護士は、加害者側の保険会社の対応や、被害者ご自身のお気持ちや後遺障害の内容などをもとに、解決方法をご提案しています。



3つの方法のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
示談	<ol style="list-style-type: none"> 1. 最も早期に解決ができます。 2. 準備すべき資料が最も少なく済みます。 3. 弁護士に依頼した場合の弁護士費用を最も抑えることができます。 	<p>双方の譲歩により解決するため、示談額が若干低額になることがあります。</p> <p>ただし、弁護士費用を抑えられるため、デメリットとは言えない場合があります。</p>
紛争処理センター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 6か月～1年ほどで解決できるケースが多く、裁判ほど時間はかかりません。 2. 準備すべき資料は、裁判より少なく済みます。 3. おおむね弁護士基準に沿った解決が期待できます。 4. 保険会社は紛争処理センターの最終判断(審査)に拘束され、不服申立ができません。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 示談と比べると解決までの期間が長くなります。 2. 用意すべき資料が増えることもあります。
裁判	<p>判決に至れば、弁護士費用名目・遅延損害金の加算があるため、最も多くの賠償を得られる可能性があります。ただし、損害額自体の認定が厳しい場合や、判決前の裁判上の和解では、加算のメリットは小さくなります。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 解決まで少なくとも1年～1年半は見ておく必要がありますし、より時間がかかることがあります。 2. 用意すべき資料が膨大なものになることがあります。 3. 相手方の提出する書面の内容によって、気持的にしんどくなる方がいらっしゃいます。 4. 裁判対応のために弁護士事務所での打ち合わせが必要になりますし、裁判所への出廷が必要になることがあります。 5. 裁判官の考え方、提出される資料の内容によって認定金額が大幅に変化するため、結果が読めません。 6. 弁護士費用が高くなるため、賠償金が大きくなって、手元に十分残せないことがあります。

よくある怪我で ご注意いただきたいこと

交通事故で怪我をしたら

傷や大きな痛みがなくても、できるだけ早く病院へ行き、交通事故に遭ったと告げて、診察と検査を受けましょう。

**放置しておく、怪我が悪化したり、
事故と怪我の関連性を証明できなくなる恐れがあります。**

ここでは、交通事故の代表的な怪我である、
むち打ち症と骨折についてお話しします。



むち打ち症

追突事故等で、頭がむち打つように激しく振れ、首がしなって、神経や軟部組織が損傷したことで発症します。事故直後はそれほどでもなかったのに、少し後になってつらい症状が現れることがあるので油断は禁物です。よく耳にする病名なので軽く考えがちですが、痛みやしびれなどに長く苦しむ方も多く、後遺障害が残る場合があります。

むち打ち症の種類と
症状の詳しい解説はこちら



【主な症状】

首、肩、背中にかけての痛み、手のしびれ、頭痛、めまい、倦怠感など。腰を打った場合は、腰の痛み、脚のしびれなど。レントゲンのみの検査では痛みやしびれの原因がはっきりせず、MRI検査が必要になることがあります。

【主な診断名】

- 頸部捻挫(けいぶねんざ)
- 頸椎捻挫(けいついねんざ)
- 頸部挫傷(けいぶざしょう)
- 頸部打撲(けいぶだぼく)
- 頸部症候群(けいぶしょうこうぐん) など

【後遺障害が残ることもあります】

後遺障害等級は、認定される場合は、ほとんどの場合14級になります。むち打ち症は、等級認定の基準が明確でないので、申請手続きは弁護士に依頼することをお勧めします。

【受診の際にご注意いただきたいこと】

- 事故直後からの痛みやしびれ、日常生活の支障などを、医師に正確に伝え、カルテや書面にして残してもらいます。
- 早い時期から、レントゲン、MRI検査、神経学的検査を受けましょう。後遺障害等級認定の申請が必要になった際に役立ちます。
- 可能な限り整形外科での治療を受けることが必要です。整骨院で治療は、治療費の支払いが可能か保険会社に確認してからにする必要があります。



骨折

治療に時間がかかり、骨折箇所や骨折の程度によっては、重篤な後遺障害が残る場合があります。

骨折の種類と症状の
詳しい解説はこちら



【受診の際にご注意いただきたいこと】

- 打撲や捻挫と思っていたものの、受診したら骨折していたという例があります。治療が遅れると悪化する場合もあるので、できるだけ早く病院へ行きましょう。
- 事故直後の検査結果は、示談交渉の際の重要証拠にもなりますので、可能な限り検査を受けるようにしてください。
- 勝手に通院をやめたりせず、医師の指示に従ってください。
- 治療が終了しても、関節の可動域制限・骨の変形・痛み・しびれ等の症状が残っていれば、後遺障害診断書に記載してもらいましょう。

【よくある骨折部位と後遺障害】

腕 の場合

肩関節や肘関節が動きにくい(可動域制限)、痛みが残るなどの後遺障害が残ることがあります。関節の可動域制限の場合、制限の程度で後遺障害等級が変わってきます。

足 の場合

股関節や膝関節が動きにくい(可動域制限)、痛みが残るなどの後遺障害が残ることがあります。関節の可動域制限の場合、制限の程度で後遺障害等級が変わってきます。

背骨 の場合

背骨の骨折は、骨折の程度によっては重篤な後遺障害が残ることがあります。一番ひどい場合は、背骨だけではなく、脊髄が損傷し、寝たきり・車いす生活になることがあります。そこまでいかない場合でも、背骨が変形してしまったり、足のしびれが残ったりと比較的大きな症状が残ることがあります。



交通事故で大怪我を負い 重度の後遺障害が残ってしまったら

ご家族の皆さまへ

幸い一命を取り留めても、脳や身体に重度の後遺障害が残ることがあり、生涯を通じて介護が必要になる方もいらっしゃいます。ご家族としては、被害者の方の今後の生活や介護の費用をどうすればいいのか、不安な毎日をお過ごしのことと思います。だからこそ、交通事故の手続きや示談交渉を弁護士に任せ、安心して治療等に専念するとともに、適正な賠償金を得る必要があります。ご家族の皆さまは、心身共に辛い状況にいらっしゃると思います。賠償金請求の交渉や手続きなどは、専門家である弁護士にお任せいただき、安心して介護にあってください。



高次脳機能障害 になったら

一見そうとはわからないことの多い障害だから本人や家族が、医師に症状を詳しく伝えることが重要です。

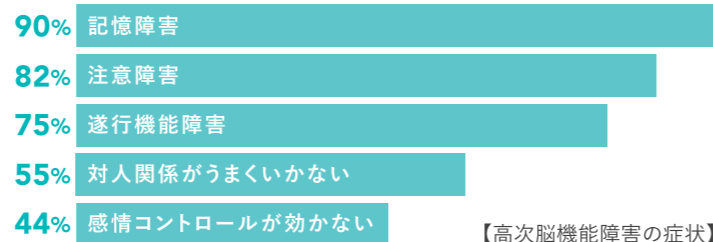
交通事故被害者のための高次脳機能障害特集▶



交通事故が原因で高次脳機能障害と診断されたら▶



頭の怪我が原因で脳の機能に様々な障害が生じ、回復したように見えても、仕事への復帰や日常生活にも支障が残ってしまいます。賠償金請求のポイントである後遺障害の等級認定は、診断書、画像、ご家族から見た日常生活状況の報告書等に基づいて行われます。医師に症状を伝えておくとともに、症状をこまめにメモに残しておく必要があります。



脊髄損傷 になったら

後遺障害の程度はさまざまだから検査や診断書による証明が大切です。

交通事故被害者のための脊髄損傷特集▶



交通事故で脊髄損傷と診断されたら▶



背骨を骨折するなどして脊髄が損傷した結果、手足のしびれ・知覚のマヒなどさまざまな症状が残り、生涯介護が必要になる場合もあります。それだけに賠償金額が大きくなりますので、手続きや示談交渉を弁護士に任せる必要性が高いことが多いと言えます。

遷延性意識障害 になったら

いわゆる“寝たきり”の状態だからご家族への負担も大きくなります。

交通事故で頭部に大怪我を負って脳に損傷を受け、辛うじて生命維持ができています。ご家族は、生涯に渡る綿密な介護計画を立て、保険会社と交渉して、適切な賠償金の支払いを受ける必要があります。そのためには、早い段階から、遷延性意識障害を熟知した弁護士に任せることをお勧めします。

交通事故被害者のための遷延性意識障害特集





「みお」に任せて賠償金が2倍以上にアップした例も

取得金額 ※自賠責保険含む
2億7000万円

上昇率
取得額÷提示額
2.2倍

保険会社の当初提示額
1億2156万円
※自賠責保険含む

【遷延性意識障害の事例】

死亡事故の場合

ご遺族の方が、損害賠償金を請求できます。

1. 死亡慰謝料

弁護士に依頼して手続きを進めると、亡くなった方が一家の支柱の場合は2800万円程度、それ以外の場合は2000万円～2500万円程度の死亡慰謝料が認められます。

2. 死亡逸失利益

交通事故で亡くなることで、本来得られた収入が得られなくなりますので、死亡逸失利益として請求ができます。仕事ができなくなったことに対するものと、年金を受け取れなくなったことに対するものの2つがあります。死亡逸失利益について注意しなければならない点は2つ

あります。1つは、死亡したことで生活費がかからなくなるため、生活費分が逸失利益から差し引かれる点です。もう1つは、将来得られるはずだった収入を前倒して一括で受け取るため、前倒した分の利息が控除される点です。

3. 葬儀費用

150万円を上限に、実際にかかった費用が支払われます。葬儀費用が150万円を超えることは珍しくありませんが、150万円が上限とされています。

過失割合が争点になる場合があります

死亡事故でも、事故の状況によって過失相殺される場合があります。被害者の過失が0%になるのは、例えば四輪車同士の場合なら、停車中の追突事故、センターラインオーバーの事故、信号無視の事故など、ある程度限定されます。過失相殺があると、その分示談金額が下がってしまいますので、保険会社から過失相殺の主張があった場合は、事故状況を詳細に検討する必要があります。

追突事故などの もらい事故に遭ったら

「もらい事故」って、どんな事故？

信号待ちの時に後ろから追突されるなど、被害者側に全く過失がない事故を、「もらい事故」といいます。「もらい事故」の多くは追突事故ですが、信号無視や逆走による衝突事故などもあります。

<もらい事故の例>

- 赤信号待ちで停車中、後ろから追突された
- 加害者の車がセンターラインを越えて走行し、正面衝突した
- 青信号で交差点を通過しようとしたところ、赤信号無視の車両と衝突した

追突事故等の際の物損処理

被害者側の過失割合が0%の場合、被害者の方が、加害者側の保険会社と直接話をする必要があります。ただ、追突事故等であれば、過失割合は問題にならず、修理費や代車料は、加害者側の保険会社から業者に直接支払われることが多いため、難しい交渉になることはあまりありません。



怪我をしたとき

追突事故の場合：

むち打ち症が多いですが、ハンドルに打ち付けての、顔の傷・歯の損傷・胸骨骨折等があります。むち打ちで痛みやしびれが継続する場合、MRIを撮影したり、継続的に病院に通院することが重要です。

信号無視や逆走事故の場合：

車両同士が激しくぶつかることが多く、手足の骨や背骨を骨折されるなど、追突事故より重傷になりがちです。過失が0で重傷を負われた場合、保険会社が支払うべき示談金は大きな額になるため、弁護士に依頼する必要性がより大きくなります。

弁護士への相談をお勧めします

保険会社が提示してくる示談金額は、弁護士が交渉するときよりかなり低いことが多いので注意が必要です。特に追突事故などでは、過失相殺で示談金が削られない分、弁護士に依頼して交渉した場合の増額幅が大きくなりますので、過失相殺がある事故よりもご依頼いただくメリットは大きくなります。ご自身の保険に“弁護士費用特約”が付いていれば、弁護士費用の負担が軽減されますのでご確認ください。

CASE 01

被害者が 会社員 の場合



会社員の方が交通事故の被害に遭った場合、

休業損害や入通院慰謝料の請求等について 留意しなければならない点があります。

休業損害について

交通事故で怪我をして休業した場合、保険会社から休業分の支払いを受けることができます。会社員の場合、休業損害証明書などの書類が勤務先から発行されるので、休業損害について保険会社と争いになる例はあまりありません。しかし休業損害は、実際に休んだ日数分で算定されるため、会社に迷惑をかけないよう無理をして出勤した結果、本来なら得られたはずの補償が得られないという事態になる場合があります。有休を使って休業した場合でも休業損害が認められますので、有給を利用して休養するという方法もご検討ください。

入通院慰謝料について

怪我をして入院・通院が必要になった場合、入通院慰謝料の支払いを受けることができます。ただ、入通院慰謝料の算定には通院日数が考慮され、少ないと金額が低くなる場合があります。お仕事の都合もあるでしょうが、補償の観点からは、できる限り通院したほうが良いと言えます。

後遺障害逸失利益について

交通事故で怪我をして後遺障害が残った場合、後遺障害逸失利益が認められます。ただ、会社員の方の場合、後遺障害が残ったとしても、仕事の内容や勤務先の制度等により、収入が下がらないことがあります。収入が下がらない場合、将来の収入減少を補填する目的の後遺障害逸失利益は認められないはずですが、実際には、必ずしも否定されるわけではありません。この点は、おそらく、後遺障害の影響はすぐに出ないことがあり、将来的な減収の可能性は否定されないことが理由と思われる。

なお、定年が近い方の場合、定年になると収入が下がる可能性が高いとして、定年後の期間に係る後遺障害逸失利益の基礎収入が低く認定されることがあります。

CASE 02

被害者が 主婦 の場合



主婦の方が交通事故の被害に遭った場合、

家事に関わる休業損害の請求ができますし、 後遺障害が残れば逸失利益の請求も可能です。

休業損害や逸失利益の 請求が可能です

主婦(家事従事者)の場合、実際の収入がなく、収入の減少ということが考えられないために、休業損害や逸失利益の請求ができないと思われるかもしれませんが、

しかし、家事労働も第三者に依頼すれば費用がかかるものですので、家族のために家事労働を行っている方については、実態に応じて休業損害と逸失利益の請求が可能です。

仕事もしている場合はどうなるか

主婦といっても、パートや正社員として仕事をしている場合もあります。この場合は、実際の収入と女性の平均賃金の高い方をもとに休業損害・逸失利益を算定します。仕事をしているからといって、実際の収入と平均賃金を合算するわけではありません。

一人暮らしの場合は

家事労働についての休業損害・逸失利益は、他の家族のために家事をしている場合のみ認められます。一人暮らしの主婦の場合、休業損害・逸失利益が認められませんので、注意が必要です。

家事をしていることの 証明はどうか

家事をしているかどうかの証明は、厳密には求められないことがあります。問題となったときは、住民票や家族全員の収入証明等を出すことがあります。

休業したことの証明はどうか

家事にどのような影響が出たかの証明は、厳密には求められないことがあります。問題となったときは、事故前に行っていた家事の内容や怪我による家事への影響を書面でまとめる必要が生じる場合があります。

どのように計算するか

家事労働の休業損害・逸失利益を請求する場合、女性の平均賃金を基礎収入として、家事への影響の程度を勘案して、金額を算定します。ただし、高齢である場合は、年齢ごとの平均賃金を基にするなど、若干減額されることがあります。



CASE 03

被害者が 未成年 の場合

お子さんが交通事故の被害に遭った場合、

**大人が被害者の場合とは異なる点がありますので、
注意が必要です。**

付添看護費

医師の指示や年齢等から、入院・通院に付添が必要であれば、付添看護費の請求が可能です。被害者が幼いほど認められやすいと言えます。

授業料等

事故により授業を受けられず留年となり、追加の授業料が必要になった場合、追加した授業料相当額の請求が認められます。

休業損害

アルバイトをされていて、事故による怪我で休業を余儀なくされた場合、休業損害が認められます。ただ、どの程度認められるかは、アルバイトが短期のものか、継続的なものなのか等の事情によって変わってきます。

事故により留年を余儀なくされ、就労開始が遅れた場合は、遅れた分の休業損害が認められます。

逸失利益

事故で怪我をして、後遺障害が残った場合は後遺障害逸失利益が認められます。お子さんの場合は、将来どのような仕事につくか不明確であることが多いため、平均賃金を用いて逸失利益を算定することが多いと言えます。注意すべき点は、就労開始まで期間がある場合は、その分前倒しする期間が長いとして、受け取ることができる逸失利益が目減りしてしまうことです。

幼児や児童の過失割合について

被害者が6才未満の幼児の場合や、13才未満の児童である場合、過失割合が有利に修正されることがあります。

弁護士への依頼について

未成年の方の交通事故について弁護士に依頼する場合、未成年の方ではなく、親権者の方に委任状を記載いただくことになります。



CASE 04

被害者が 高齢者 の場合

ご高齢の方が交通事故の被害に遭った場合、

**特に逸失利益の算定について
注意が必要です。**

後遺障害逸失利益 算定上の注意点

高齢の方が交通事故被害に遭った場合、事故当时无職ということが多くと思います。高齢の方で事故当时无職という場合、将来的にも仕事につく可能性が低いとして後遺障害逸失利益が否定されがちです。このような場合に、後遺障害逸失利益を請求するには、過去の就労状況や就職活動状況等を明らかにする必要があります。

死亡事故の逸失利益 請求上の注意点

年金を受給されていた方が交通事故で死亡されると、相続人は、得られなくなった年金について、死亡逸失利益として請求できます。

被害者の方が死亡すると、生きていればかかるはずだった生活費がかからなくなったとして、生活費が逸失利益から控除されます。給与所得者であれば、30%~50%程度の控除になりますが、年金収入については、生活費に充てられる割合が高いことが多いため、より高い率の生活費控除になることが多いと言えます。

高齢者の過失割合について

交通事故の被害者の方が65歳以上の場合で、自転車運転中の場合や歩行中の場合、過失割合が被害者に有利に修正されることがあります。しかし、被害者が65才以上であっても、四輪車やバイクを運転していた場合は、高齢者であるとの理由で過失割合が有利に修正されるわけではありません。

骨粗鬆症を理由に、 示談金の減額を主張される!?

高齢者の場合、もともと骨粗鬆症と診断されている方も多くと思います。骨粗鬆症の方が事故に遭うと通常より骨折等の怪我をしやすく、損害額が大きくなりがちです。そのため、保険会社から、骨粗鬆症が理由で損害額が大きくなっているのだから、示談金を減額すべきと主張されることがあります。このような主張はやむを得ないこともありますが、骨密度が同姓同年代より相当程度低かったか等の観点から検討する必要があります。

交通事故の手続きを 弁護士に依頼した場合の3つのメリット

POINT
1

保険会社との やり取り を任せられること

弁護士が保険会社との窓口となりますので、時間的・精神的負担を軽減することができます。

POINT
2

後遺障害の 手続き を任せられること

後遺障害等級の認定に必要な書類の説明、診断書の内容の確認、後遺障害の申請手続き等を弁護士が行います。後遺障害の手続きが不安に思っている方も安心です。

POINT
3

示談交渉 を任せられること

保険会社との示談交渉と言われてもどのようにしたらいいか迷われると思います。弁護士に依頼すれば、請求漏れがないかの確認ができ、また、保険会社との交渉を任せることができます。

被害に遭われた方は治療や普段の生活に集中して、
面倒なことや複雑なことは弁護士にお任せください。

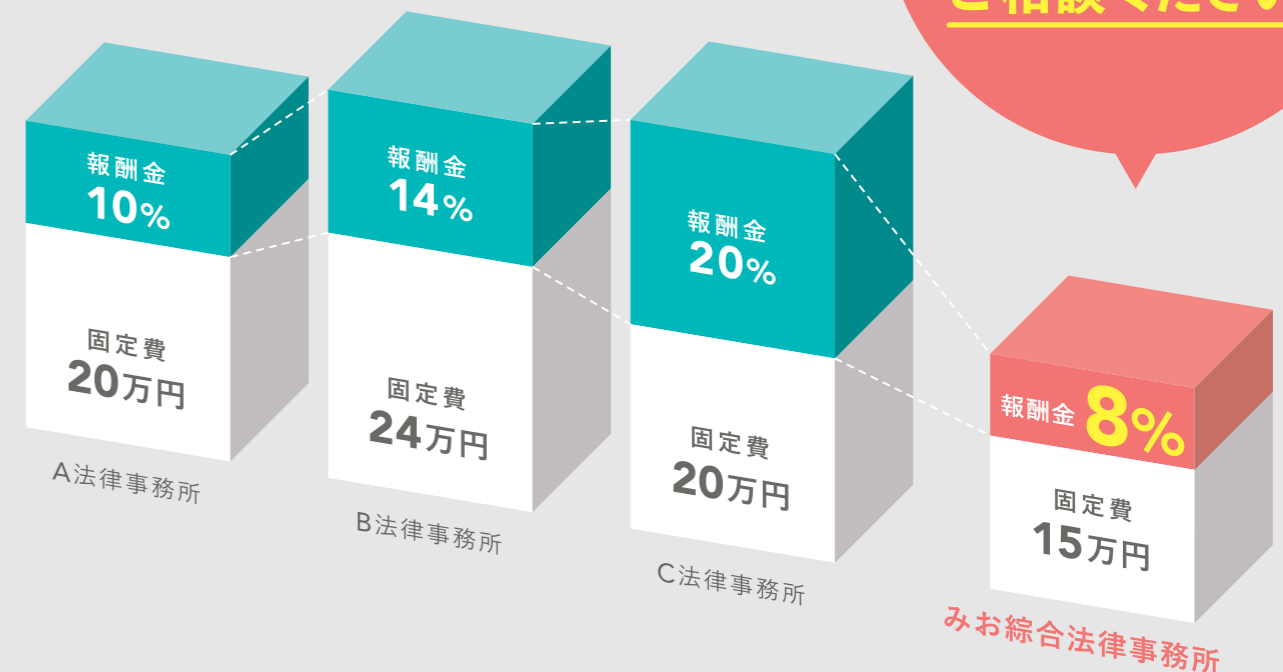
弁護士は最も高い「弁護士基準」で算出し、より有利に示談交渉を進めることができます。

保険会社の提示する慰謝料・示談金は、各社独自の算出基準による、言わば最低限度額です。一方、「弁護士基準」は、裁判所でほぼ確立された最も高い算定基準です。もっとも、弁護士に依頼すれば、裁判をしなくても、多くの事案で概ね弁護士基準での示談をまとめることが可能です。

弁護士費用のご案内

【示談交渉の場合】

みお綜合法律事務所の弁護士費用は・・・



よくある法律事務所の
成功報酬の平均%は **10%**

**みおにお気軽に
ご相談ください!**

初回相談

¥0

無料

着手金

¥0

無料

増額できなかった場合

¥0

無料

弁護士費用

示談成立後
払い

示談成立後
払い

■示談で解決せず紛争処理センター・裁判に移行する場合、加害者が自転車の場合等は、別途費用が必要になります。

■弁護士費用は、税別で表記しています。

■弁護士費用特約を利用される場合には、日弁連LACの基準に準じます。

ただし、弁護士費用特約の保険会社がLAC基準を採用していない場合には、LAC基準以外の内容で委任契約をさせていただく場合があります。

みお綜合法律事務所のご案内

「みお」の弁護士による解決事例は 法律専門誌でも 紹介されています。

画期的な判決を勝ち取った事例などが紹介される、代表的な法律専門誌「判例時報」や「自保ジャーナル」に、「みお」の弁護士による解決事例がたびたび取り上げられています。法曹界や専門家からも認められる、「みお」の強力な問題解決力にご期待ください。

「判例時報」とは？

創刊から60年以上の歴史を持つ、日本の代表的な法律専門誌です。注目すべき判決の全文と解説が掲載されています。弁護士、裁判官、検察官など、専門家の判例研究に不可欠です。



「自保ジャーナル」とは？

交通事故問題や損害賠償問題に特化した法律専門誌です。交通事故問題に関わっている弁護士をはじめ、保険会社社員、裁判所・自治体職員などの多数の専門家が購読しています。



【専門誌掲載事例】

「判例時報」(No.2118)「併合9級の後遺障害が残った歯科医師について、喪失率70%として逸失利益が算定された事例」
「自保ジャーナル(旧自動車保険ジャーナル)」(NO.1817) (NO.1851) (NO.1847)等

「みお」では、
後遺障害等級認定で力を発揮する
医学的知識の習得に励んでいます。

「みお」の弁護士は、交通事故問題にチームで取り組み、チームの力で交通事故被害者お一人おひとりの解決に当たっています。交通事故問題に特化したノウハウ・判例研究を常に行い、事務所としての解決力に磨きをかけています。

勉強会
コンテンツを見る▶



初回無料相談

¥0
無料

初回無料相談の内容

- 手続きの流れ
- 治療にあたっての注意点
- 慰謝料・示談額の概算算出
- 交渉のポイント
- 同意書提出の可否
- 後遺障害等級
- 過失割合の見立
- 弁護士費用

お電話からのご相談予約【初回予約専用ダイヤル】

☎ 0120-7867-30

ホームページからのご相談予約はこちら▶



スマホで簡単！
写メで送れる▼



弁護士による慰謝料・損害賠償金診断

保険会社から提示される示談金は、果たして適正なのでしょうか？ご自身だけでは判断が難しい示談金額の妥当性について、交通事故問題の解決実績が豊富な弁護士がチェックします。

¥0
無料

出張訪問相談

重度の後遺障害でお悩みの方や、遠方にお住まいの場合、当事務所(大阪・京都・神戸)へのご来所は難しいものと思います。そこで、後遺障害等級1～5級の方を対象に、弁護士がご相談者のご自宅等まで相談にお伺いします。

全国対応

¥0
無料



CASE 1

自転車で走行中、自動車に衝突されて足の骨を骨折し、
膝が曲がりにくくなる後遺障害が残った主婦の方のケース。
後遺障害等級**12級**が認定され**1435万円**の示談金を獲得。

■解決方法：示談 ■相談タイミング：症状固定直前 ■職業：専業主婦 ■怪我：足の骨折

事故の状況

主婦のKさんは、自転車で歩道を走行していました。交差点に差し掛かり歩道が切れる部分を走行しようとしたところ、交差点に入ろうとしてきた自動車に衝突されました。

相談内容

Kさんは、事故によって膝を骨折してしまいました。事故直後から約2カ月間入院しました。退院後は、約2年もの間通院し、事故当初から考えると相当回復したものの、膝が曲がりにくい症状(可動域制限)は十分に回復しませんでした。

Kさんは、後遺障害の手続きについて調べてみましたが、自分で進めるのは難しいと感じました。そのため、手続きを依頼したいと考えましたが、後遺障害申請と示談交渉を含めて任せられるのは弁護士しかないと考え、当事務所に手続きを依頼したいとして相談に来られました。

「みお」が関わった結果

初回相談時に、弁護士から後遺障害等級と示談額の見通し、手続きの流れ、弁護士費用等の説明をしました。ご依頼後は、弁護士が後遺障害申請に必要な書類をチェックした上で手続きをし、適正な後遺障害等級が認定されました。その後の保険会社との交渉では、主婦としての休業損害と今後の家事労働への影響(逸失利益)をどのように算出するかが問題になりました。膝の可動域制限は容易に回復するものではなく、十分な示談金額が必要であると主張し、保険会社が概ね当方の主張を受け入れる形で示談が成立しました。

▼詳細はWEBへ



示談交渉・後遺障害等級認定は、豊富な解決実績を持つ当事務所にご相談ください。交通事故に関する多くの実績事例を詳しくご紹介しています。

当事務所の運営サイト「交通事故解決.com」
<https://www.jikokaiketsu.com/>



CASE 2

重傷を負い、生涯車いす生活を余儀なくされた**20代**会社員**Tさん**のケース。
弁護士が代理で後遺障害の手続きと示談交渉を行い、
2億4000万円の示談金を獲得。

事故の状況／相談内容

Tさんはバイクを運転していたところ、交差点で対向方向から右折してきた自動車と衝突してしまいました。頸椎骨折、頸髄損傷、外傷性くも膜下出血等の重傷を負い、車椅子生活に。ご家族の方が、病院や保険会社との対応や手続きを全て自分達でするのは困難と感じ、相談に来られました。

「みお」が関わった結果

Tさんの症状を的確に反映した後遺障害診断書を作成してもらい、後遺障害の申請手続きをした結果、最重度の1級が認定されました。Tさんの生涯の生活費を賄える示談金を得ることを目標に示談交渉を進めた結果、2億4000万円で示談がまとまり、今後の生活に十分な補償を得ることができました。

CASE 3

脳に重大なダメージを負った高校生**Iさん**のケース。
「高次脳機能障害」の後遺障害申請手続きをし、
示談交渉で**7000万円**の示談金を獲得。

事故の状況／相談内容

通信制高校生のIさんはバイクを走行していたところ、交差点で急転回してきた車と衝突。脳に怪我を負い、記憶力低下やイライラの増加などの症状が残りました。治療中に手続き等について知りたいとして相談に来られました。

「みお」が関わった結果

弁護士が高次脳機能障害と判断し、「日常生活状況報告」などの確かな内容の書類を準備して申請手続きをした結果、適正な等級である7級が認定されました。後遺障害で就労状況が不安定になってしまったIさんの生活を支えられるだけの示談金取得を目指して示談交渉を進め、7000万円で解決ができました。

CASE 4

むち打ち症を負った**30代**専業主婦**Oさん**のケース。
181万円の事前提示に対し、
弁護士による交渉で**339万円**の示談が成立。

事故の状況／相談内容

Oさんは、自動車を運転し、赤信号停止中、後方車に追突され、頸椎捻挫の怪我をしてしまいました。約半年の治療後も首の痛みは消えず、後遺障害は14級認定、保険会社からは181万円で解決できないかと連絡がありました。ただ、示談額の妥当性は自分では判断できないと考え、示談交渉を任せたいとして相談に来られました。

「みお」が関わった結果

むち打ちの場合の示談金は、休業損害、怪我をして治療が必要になったことに対する慰謝料(傷害慰謝料)、逸失利益、後遺障害慰謝料等の金額で決まります。それぞれについて交渉したところ、最終的に339万円と当初の1.8倍の示談金額となり解決しました。

交通アクセス

大阪事務所 OSAKA OFFICE

JR「大阪」駅からダイレクトアクセス。
各線「梅田」駅などからのご来所も便利。

〒530-8501 大阪市北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスタワー14階
TEL:06-6348-3055 FAX:06-6348-3056
執務時間:月~金曜日/9:00~20:00 土曜日/10:00~18:00
受付時間:月~土/9:00~17:30



←詳細はWEBへ

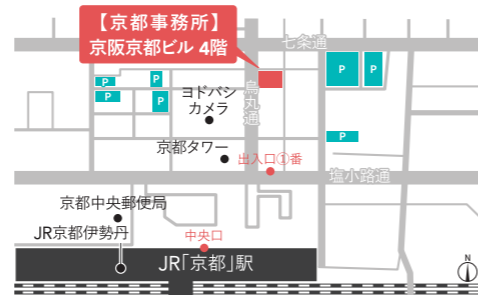
京都駅前事務所 KYOTO OFFICE

詳細はWEBへ▶



JR「京都」駅「烏丸中央口」から北へ約250m。
「ヨドバシカメラ」斜向かい「京阪京都ビル」4階。

〒600-8216
京都府京都市下京区烏丸七条下ル
東塩小路町735-1 京阪京都ビル4階
TEL:075-353-9901 FAX:075-353-9911
執務時間:月~土曜日/9:30~18:00



神戸支店 KOBE OFFICE

詳細はWEBへ▶



JR「三ノ宮」駅からフラワーロードを南へ。
「神戸国際会館」の南隣「井門三宮ビル」10階。

〒651-0086
兵庫県神戸市中央区磯上通8丁目3番10号
井門三宮ビル10階
TEL:078-242-3041 FAX:078-242-3042
執務時間:月~土曜日/9:30~18:00



動画紹介

MOVIE 01 交通事故問題に強い「みお」に
依頼すれば、示談金額が
増額するかもしれません



MOVIE 02 交通事故が原因で
高次脳機能障害と診断されたら



MOVIE 03 交通事故被害者の
損害賠償請求における
解決までの流れ



MOVIE 04 交通事故で脊髄損傷と
診断されたら



MOVIE 05 保険会社が被害者への
賠償金を下げようとするカラクリ



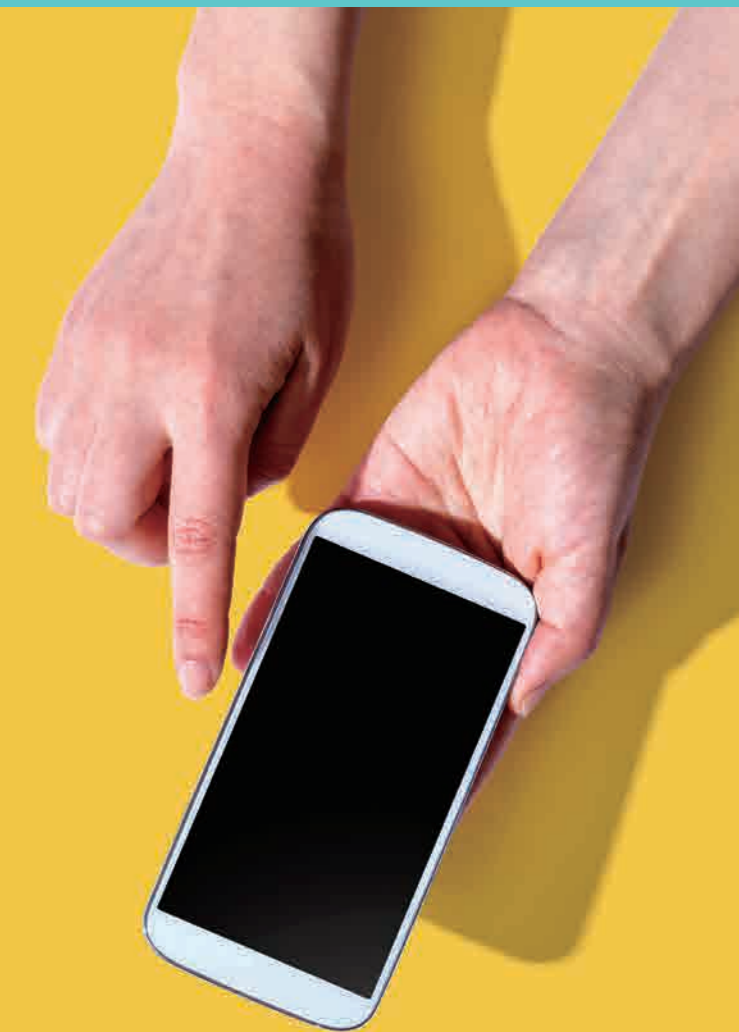
MOVIE 06 交通事故が原因で
むち打ち症になった方へ



MOVIE 07 損をすることがない
みおの料金体系とは?



MOVIE 08 交通事故が原因で
介護が必要になった方へ



交通事故の手続き
についての動画を
webで公開しています
興味のある項目のQRコードを
読み込んでご覧ください。



もしも、交通事故に遭ってしまったら？

1. 事故の状況を保存しましょう

1. 事故発生日

_____年 _____月 _____日

2. 事故発生場所（都道府県を記入ください）

3. 事故の状況

- 人対車両 正面衝突 側面衝突
 出会い頭衝突 接触 追突
 その他 [_____]

4. 事故の状況図

5. 過失割合

あなた _____ % 加害者 _____ %

2. ケガや治療状況等について保存しましょう

1. 治療先

- ① [_____]
 ② [_____]
 ③ [_____]

2. 入院日数 _____ 日

3. 休業日数 _____ 日

4. 通院の手段 自家用車 公共交通機関 タクシー 自転車 徒歩 その他 [_____]

5. 受傷の部位 頭部 顔面 耳目鼻口歯 頸椎 脊椎
 胸腹部 上肢 下肢 その他 [_____]

6. 現在の症状 [_____]

7. 症状固定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ・ 症状固定未了

8. 後遺障害等級 後遺障害等級認定票の記載 _____ 級 _____ 号 ・ 非該当 ・ 認定未了

3. 物損について

1. 物損の有無 なし ・ あり
 ▲「あり」の方は、以下の3つの欄にも記載しておきましょう
2. 車両修理費 約 _____ 円（車両損傷がある場合のみ）
3. 示談済みか まだ ・ 示談済み
 ▲「示談済み」の方は、次の欄にも記載しておきましょう
4. 示談の際の過失割合 あなた：加害者（相手方） = _____：



弁護士に相談するまでに確認していただきたいことをまとめました。分かる範囲でメモをしていただだけでもスムーズな相談につながります。

4. 加害者について

1. 加害者の保険について 自賠責（あり ・ なし） ・ 任意保険（あり ・ なし）
 その他 [_____]

2. 加害者の保険会社について

相手方保険会社 [_____]
 保険会社の担当者名 [_____]
 電話番号 [_____]

5. ご自身について

1. 事故当時の職業 会社員 公務員 個人事業主 会社役員 パート・アルバイト
 主婦 年金生活 学生 無職 その他 [_____]

2. 弁護士費用特約 あり ・ なし

3. あなたの保険会社について

保険会社名 [_____]
 担当者名 [_____]
 電話番号 [_____]